

青葉台地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、青葉台地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を青葉台まちづくりセンターに置く。

(目的)

第2条 協議会は、地区住民がふれあいを深めるとともに、絆を強め、安全で明るく住み良いまちづくりを推進することを目的とする。

(地区ロゴマーク及びイメージキャラクター)

第2条の2 前条の目的を達成するため、青葉台地区の象徴として、地区ロゴマーク及びイメージキャラクターを定める。

- 2 地区ロゴマークは、別表第一のとおりとする。
- 3 イメージキャラクターは、名前を「茶助（ちゃすけ）」とし、別表第二のとおりとする。
- 4 第2項及び第3項で定めたロゴマーク及びイメージキャラクターの著作権は、協議会が保有し、協議会及びその構成団体が使用することができる。又、第三者が使用する場合は、協議会の許可を必要とする。

(構成)

第3条 協議会は、別表第三に掲げる地縁団体及びボランティア団体等で構成する。

(活動)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 富士市総合計画青葉台地区まちづくりへの提言、要望に関すること
- (2) 地区住民のふれあいの場を作り、その輪を広げるための事業
- (3) 地区の伝統芸能、文化の振興と住民の健康増進に関する事業
- (4) 地区各種団体間の調整及び育成のための事業
- (5) その他、安全で明るい住み良いまちづくりのための事業

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部会長 5名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 2名
- (6) 理事 若干名
- (7) 顧問、相談役 若干名

(役員を選任)

第6条 役員(部会長を除く)は、総会において選任する。

2 顧問及び相談役は会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。

(4) 会計は、協議会の出納に関する一切の業務を処理する。

(5) 監査は、協議会の経理及び事業の執行を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

(部会)

第9条 協議会に別表第四の左欄に掲げる部会を置く。部会は、同表それぞれの右欄に掲げる団体等から構成される。

2 部会に、部会長1名を置く。

3 部会長は、町内会長がこれにあたる。

(総会)

第10条 総会は、協議会の最高議決機関であり、構成団体等の代表者(本章において、以下「代表者」という。)をもって構成する。

(総会機能)

第11条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び事業報告並びに収支予算及び決算報告に関する事項

(2) 地区まちづくり行動計画の策定及び見直しに関する事項

(3) 役員(部会長を除く)の選任に関する事項

(4) 規約の変更に関する事項

(5) 役員会に委任する事項

(6) その他の会長及び協議会が必要と認める事項

(総会開催)

第12条 通常総会は、毎会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全代表者の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、通知しなければならない。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第15条 総会は、代表者の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第17条 やむを得ない理由のために総会に出席できない代表者は、書面をもって表決し、又は他の代表者を代理人として表決を委任できる。

- 2 前項の場合における第15条及び第16条の規定の適用については、その代表者は、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代表者の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(役員会の構成)

第19条 役員会は、次に掲げる役員で構成する。

- (1) 町内会長
- (2) 各種団体代表者
- (3) 顧問及び相談役

(役員会の機能)

第20条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第21条 役員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全役員の過半数から請求があったとき。

(役員会の招集)

第22条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会を招集する時は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、通知しなければならない。

(役員会の定員数)

第23条 役員会には、第14条から第16条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「代表者」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(経費)

第24条 協議会の経費は、補助金、助成金、町内会費及び寄附金その他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第25条 協議会の事業計画及び予算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第26条 協議会の事業報告及び決算は、次項に定める団体からの報告をもとに会長が作成し、監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(慶弔及び慰労)

第27条 協議会役員の前弔及び慰労記念品は、次のとおりとする。

- (1) 役員退任等の場合に、次の区分で記念品を支給する。
 - 一 4年以上： 5,000円
 - 二 6年以上：10,000円
- (2) 現役協議会会員が死亡したときは、遺族に対して10,000円の前意金を香典とし、並びに生花又は花輪を支給する。
- (3) 現役協議会役員が事故や疾病等により1週間以上の入院をする場合は、見舞金として5,000円を支給する。
- (4) 第1項から第3項に定めるものの他、必要があると認めた場合、正副会長の協議の上、支給を決定する。

(会計年度)

第28条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第29条 この規約の変更は、総会の議決を得て行う。

(情報の公開)

第30条 協議会の運営及び事業等に関する情報については、構成団体に対して積極的に公開するよう努めるものとする。

(委任)

第31条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

(附則)

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から改訂、適用する。

この規約は、令和4年4月1日から適用する。

この規約は、令和5年4月1日から適用する。

別表第一（第2条の2関係）



別表第二（第2条の2関係）



別表第三（第3条関係）

団体等	
町内会連合会	生涯学習推進会
青少年指導員	スポーツ推進委員
交通安全協会青葉台分会	交通安全指導員
女性の会	福祉推進会
民生児童委員協議会	悠容クラブ
青葉台小学校PTA	子ども会世話人連絡協議会
青葉台児童クラブを見守る会	吉原第二中学校PTA
男女共同参画地区推進員	青葉台美化活動推進会
緑化指導員	保護司会
地域安全推進員	市職員まちづくり地区班
青葉夢太鼓	防災指導員
特殊詐欺撲滅指導員	青葉台まちづくりセンター

別表第四（第9条関係）

部 会	団 体 等
青少年育成部会	生涯学習推進会（青少年育成部）、青少年指導員、交通安全指導員、民生児童委員協議会、青葉台小学校PTA、吉原第二中学校PTA、青葉台児童クラブを見守る会
生活安全部会	生涯学習推進会（生活安全部）、交通安全協会青葉台分会、交通安全指導員、福祉推進会、子ども会世話人連絡協議会、青葉台小学校PTA、地域安全推進員 特殊詐欺撲滅指導員
福祉部会	町内会連合会、生涯学習推進会、女性の会、福祉推進会、民生児童委員協議会、悠容クラブ
防災部会	町内会連合会、福祉推進会、防災指導員
環境部会	町内会連合会、生涯学習推進会、青少年指導員、スポーツ推進委員、交通安全協会青葉台分会、女性の会、福祉推進会、悠容クラブ 青葉台小学校PTA、子ども会世話人連絡協議会、吉原第二中学校PTA、男女共同参画地区推進員、青葉夢太鼓、青葉台美化活動推進会、緑化指導員、保護司会、地域安全推進員、市職員まちづくり地区班